

青森県報

第十六号

令和元年
六月十日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の名称及び居宅介護事業所の名称変更の届出……………(健康福祉課) ……一
 - 生活保護法による指定介護機関の名称及び介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) ……二
 - 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……二
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び居宅介護事業所の名称変更の届出……………(同) ……三
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) ……三
 - クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………(保健衛生課) ……四
 - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……五
 - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(三八地域) ……五
- 出先機関**
- 土地改良区の役員の退任……………(中南地域) ……五
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域) ……五

○右 ……同……………(同) ……六

告 示

青森県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分		変更後	変更前	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	変更年月日
				居宅介護事業業者	居宅介護事業の種類								
〃	〃	株式会社 ファーマ みらい	〃	東京都世田 谷区代沢五 丁目二の一	居宅療養 管理指導	スマイル 薬局	五所川原市 一ツ谷五 一六の一三	五所川原市 一ツ谷五 一六の一三	平成 三〇・八・二六	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	スマイル 薬局	五所川原市 〇七の六	五所川原市 〇七の六	三〇・八・二〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	スマイル 薬局	五所川原市 〇七の六	五所川原市 〇七の六	三〇・八・二〇	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
北な株 の花東 社	クア株 ポテ社 ツ	北な株 の花東 社	クア株 ポテ社 ツ	北な株 の花東 社	クア株 ポテ社 ツ
〃	〃	〃	〃	〃	〃
局五 戸東 薬		局五 戸東 薬		局五 戸東 薬	
一上 ミ三 四の	町三 鍛冶 屋五 戸	の町 正場 沢三 戸		の町 正場 沢三 戸	
〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
みらフ アイマ 社	株 式 会 社	名 称	介 護 予 防 事 業 者
丁谷 目区 二代 の一 五	東 京 都 世 田 市	主たる 事務 所 の 所 在 地	
管居 理宅 指療 導養	介 護 予 防 事 業 者 の 種 別	名 称	介 護 予 防 事 業 所
薬共 局創 五未 所来 川原	ス マ イ ル 薬 局	所 在 地	
一五 六所 の川 一原 三市	平 成 三〇 ・ 八 二 六	変 更 日	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
北な株 の花東 社	クア株 ポテ社 ツ	北な株 の花東 社	クア株 ポテ社 ツ	北な株 の花東 社	クア株 ポテ社 ツ	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
局五 戸東 薬		局五 戸東 薬		局五 戸東 薬		局五 戸東 薬		局五 戸東 薬	
一上 ミ三 四の	町三 鍛冶 屋五 戸	の町 正場 沢三 戸		の町 正場 沢三 戸		の町 正場 沢三 戸		の町 正場 沢三 戸	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 北なの花東	株式会社 クアポテツ	株式会社 北なの花東	株式会社 クアポテツ	株式会社 北なの花東	株式会社 クアポテツ
〃	〃	〃	〃	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
五戸東薬 局	五戸調剤 薬局	五戸東薬 局	五戸調剤 薬局	百石調剤 薬局	〃
三戸郡五戸 町鍛冶屋窪 上ミ三四の 一	三戸郡五戸 町の四	三戸郡五戸 町の四	三戸郡五戸 町の四	上北郡おい らせ町上明 堂九の三	〃
〃	〃	〃	〃	三・四・一	〃

青森県告示第百十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

令和元年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

- 東京都港区新橋六丁目八の二
- 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 研修及び講習の名称

1 研修

- (一) 令和元年度青森県クリーニング師研修（第一型）

- (二) 令和元年度青森県クリーニング師研修（第二型（通信制））

2 講習

- (一) 令和元年度青森県クリーニング所業務従事者講習（第一型）
- (二) 令和元年度青森県クリーニング所業務従事者講習（第二型（通信制））

三 開催日時及び場所（第一型）

1 研修

日 時	場 所
令和元年十月二十七日（日） 午前一〇時から午後五時まで （うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための講習（以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。）の科目は、午前 一〇時から正午まで）	青森市堤町二丁目一の二三 ホテル青森

2 講習

日 時	場 所
令和元年十月二十七日（日） 午後一時から午後五時まで	青森市堤町二丁目一の二三 ホテル青森

四 受講対象者

1 研修

- (一) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師（第一型）
- (二) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師のうち第一型研修を都合により受講できない者（第二型（通信制））

2 講習

- (一) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者（第一型）
- (二) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者のうち第一型講習を都合

により受講できない者(第二型(通信制))

五 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六 受講料

1 研修受講料

(一) 五千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まない場合)

(二) 八千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む場合)

(三) 三千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみの場合)

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第百十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

令和元年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行根城支店
八戸ニュータウン出張所

八戸市北白山台五丁目

を

株式会社みちのく銀行根城支店
八戸ニュータウン出張所

八戸市売市三丁目

に改める。

青森県告示第百十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項		指定漁船調書の縦覧	
加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
小川原湖	上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地通一四の一七〇 濱 田 正 隆 上北郡東北町旭北二丁目三一の一三三 沼 尾 栄 一 上北郡東北町字田ノ沢四二の五 川 端 利 光	令和元年六月十日から六月二十四日まで	小川原湖漁業協同組合

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年六月十日

中南地域県民局長 小 野 正 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	三上 光一	弘前市大字中畑字旭岡六〇	平成三〇・四・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、滝沢

平土地改良区の定款の変更を令和元年五月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年六月十日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、砂土路川土地改良区の定款の変更を令和元年五月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年六月十日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭